

平成 27 年度建設工事発注に係る入札契約制度の改正について

1. 主な改正内容

(1) 適正な見積及び競争の促進を目的として、予定価格の事前公表が適用される設計金額を次のとおり引き下げます。

(改正前) 設計金額 **5億円**未満の一般競争入札による工事に限り、予定価格を事前公表する。

(改正後) 設計金額 **1億円**未満の一般競争入札による工事に限り、予定価格を事前公表する。

(2) 受注者に対し社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることを原則禁止し、違反した場合には下請契約金額の 10分の1相当額の制裁金を導入します。

建設工事請負契約約款において、第7条の2を新設する。

2. 改正する要綱等（主な改正箇所）

(1) 建設工事に係る予定価格の事前公表の試行について（「2 対象工事」を改正）

(2) 広島高速道路公社建設工事入札契約情報取扱要綱（第4条第3項第5号を改正）

(3) 広島高速道路公社建設工事請負契約約款（第7条の2を新設）

3. 適用時期

平成28年4月1日以降に公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用します。